



島根県報

令和6年3月1日（金）

第 4 9 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

救急病院の申出の撤回	（医療政策課）	2
換地処分	（農村整備課）	2
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（　　　　　）	3
保安林の指定	（　　　　　）	5
指定漁船調書の縦覧	（水産課）	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	6

【公 告】

令和6年度前期技能検定試験の実施	（雇用政策課）	7
令和6年度技能検定試験の実施	（　　　　　）	10
基本測量の実施	（技術管理課）	13
令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	（建築住宅課）	14

告 示**島根県告示第143号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院として認定した次の医療機関について、同項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認定の失効年月日
六日市病院	島根県鹿足郡吉賀町六日市368番地4	令和6年3月1日

島根県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和6年2月19日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（中谷下工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第145号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町志君234、548-1、569-1、570

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第146号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町都賀本郷838-1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第147号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町都賀行973-2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
都賀行973-2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第148号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大田市（次の図に示す部分に限る。）
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第149号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市大社町杵築北字サリ平3064-1、字権兵衛谷3092

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第150号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市湖陵町差海1144 中尾充博
 " 781-2 中尾三久
 " 948-1 三原公和

(2) 加入区

湖陵町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第151号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 阿井小学校

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次に結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
仁多郡奥出雲町上阿井3666番2	1号及び2号
" 3666番2地先水	3号
" 3666番1	4号
" 3670番	5号
" 103番7	6号及び7号
" 103番8	8号
" 119番	9号
" 3668番	10号
" 120番1	11号から13号まで

公 告

令和6年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）

非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業、レーザー加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業）

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

石材施工（石張り作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）

とび（とび作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工事業、加熱ペイントマシンマーカーク工事業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

令和6年7月14日（日）に学科試験を実施する職種については同年6月6日（木）から同年8月11日（日）までの間、その他の職種については同年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	令和6年8月18日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	令和6年8月25日（日）
鋳造、非接触除去加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、表装、フラワー装飾	令和6年9月1日（日）

イ 3級

職 種	学 科 試 験 日
造園、機械加工、とび、舞台機構調整、フラワー装飾	令和6年7月14日（日）

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
産業洗浄	令和6年8月18日（日）
路面標示施工	令和6年9月1日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和6年5月30日（木）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中

欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

令和6年4月3日（水）から同月16日（火）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同月16日（火）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
婦人子供服製造	15,100円	

イ アにかかわらず、2級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学又は高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。）又は島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留するこれらの者を除く。）及び3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において23歳未満の在職中の者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	9,200円	3,100円
婦人子供服製造	6,100円	

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生等に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
造園、機械加工、とび、舞台機構調整、フラワー装飾	12,100円	3,100円

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）又は受検する年度の4月1日において23歳未満の在職中の島根県内の施設若しくは学校の在校生等若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等（県内に住所を有する者に限る。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留するこれらの者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
造園、機械加工、とび、舞台機構調整、フラワー装飾	3,100円	3,100円

オ ア、イ、ウ及びエにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において23歳未満の島根県外の施設若しくは学校の在校生等で県外に住所を有する者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
造園、機械加工、とび、舞台機構調整、フラワー装飾	7,600円	3,100円

カ ア、イ、ウ、エ及びオにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において23歳未満の者（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者、在職中の者及び在校生等を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
造園、機械加工、とび、舞台機構調整、フラワー装飾	13,700円	3,100円

なお、受検手数料の額は、議会において令和6年度島根県予算案の議決を条件とする。

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、令和6年7月14日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月30日（金）に、その他の職種については同年10月4日（金）に島根県商工労働部雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>）で公表する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が令和6年7月14日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月下旬に、その他の職種については同年10月上旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5299）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

令和6年度技能検定試験（随時実施する2級、3級及び基礎級）を次のとおり実施する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱製箱作業）
プラスチック成形（インフレーション成形作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）

(2) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱製箱作業）
製本（製本作業）
プラスチック成形（圧縮成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
防水施工（シーリング防水工事作業）
内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、2級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、基礎級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、2級技能検定については、受検しようとする職種に係る3級の実技試験に合格した者、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、2級技能検定については規則第65条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、基礎級技能検定については同条第5項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

なお、一部職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。また、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5299）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和6年4月9日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

隠岐郡海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町地内

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が行う。

令和6年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 「学科の試験」 令和6年7月7日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 「設計製図の試験」 令和6年9月15日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 「学科の試験」 令和6年7月28日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 「設計製図の試験」 令和6年10月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

二級建築士試験及び木造建築士試験

(1) 「学科の試験」 松江市 松江テルサ 松江市朝日町478-18

(2) 「設計製図の試験」 松江市 松江テルサ 松江市朝日町478-18

3 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットにより受験申込みを行うものとする。

(1) 受付期間及び受付時間

令和6年4月1日（月）午前10時から同月15日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みができない正当な理由がある場合には、令和6年4月8日（月）までにセンター本部（050-3033-3822）に申し出ること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年のいずれかの年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、令和6年6月21日（金）頃から、受験有資格者にインタ

ーネット上において交付する。

なお、インターネットによる受付ができなかった者の受験票については、原則として、令和6年6月21日（金）頃から、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

合格者の発表日は次のとおりとし、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

(1) 二級建築士試験

ア 「学科の試験」 令和6年8月26日（月）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和6年12月5日（木）（予定）

(2) 木造建築士試験

ア 「学科の試験」 令和6年8月26日（月）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和6年12月5日（木）（予定）

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、3の(2)のセンターのホームページ等に掲示する。

8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日（水）頃から3の(2)のセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。